

文京区版
学校感染症対策ガイドライン
(新型コロナウイルス感染症)

令和2年4月9日
(令和4年5月31日改訂)

文京区教育委員会

目次

～本ガイドラインについて～	1
感染症対策に関する考え方	3
I 学校運営編	4
1 感染症対策の徹底	4
2 教育活動上の留意点	9
3 登校の判断	12
4 新型コロナワクチンと学校教育活動	13
5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処	13
II 臨時休業編	14
1 感染者が出た場合	14
2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）	15
3 区内感染者の発生状況を踏まえた措置	15
III 幼稚園において特に留意すべき事項について	16
IV 参考	17
1 感染予防等（厚生労働省）	17
2 学校再開に向けて	17
3 学習関連	17

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、国のマニュアルや都のガイドラインに基づき、感染症対策の具体的内容、教育活動に係る運営方法、感染者が出た場合の対応などをまとめ、これからの学校の「新しい日常」を定着させていくものです。

各学校園においては、本ガイドラインに基づき、感染症対策を徹底して行いながら、教育活動に取り組んでください。

なお、今後の状況等を踏まえながら、変更する場合がありますので、ご留意ください。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	1mを目安に 学級内で最大限の間隔をとること	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;"> 収束局面 ↓ </div> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;"> 感染リスクの低い活動から徐々に実施 </div> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;"> 拡大局面 ↑ </div> <div style="text-align: center;"> 感染リスクの高い活動を停止 </div> </div>	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の間隔をとること	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」より抜粋

(参考)

地域の感染レベル	新型コロナウイルス感染症対策分科会提言(※)における分類	
レベル3	レベル4 (避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況。
	レベル3 (対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況。
レベル2	レベル2 (警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況。
レベル1	レベル1 (維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況。
	レベル0 (感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況

※「新たなレベル分類の考え方」(令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会)

感染症対策に関する考え方

教育活動の実施に当たっては、学校園において、以下の4つの対策を講じることが重要である。

○以下の「3つの密（密閉・密集・密接）」を回避することの徹底

- ・換気の悪い密閉空間
- ・多くの人々が密集している状況
- ・互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為

※特に、「3つの密」の条件が同時に重なる状況は必ず回避する。

○正しい手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底

○日頃の連絡体制を確認し、確実に連絡が行き渡る体制づくり

○学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備

Ⅰ 学校運営編

1 感染症対策の徹底

(1) 児童・生徒等

ア 児童・生徒等が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、適切な行動をとることができるよう、発達段階を踏まえた指導を行う。また、疾病に対する抵抗力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心掛けるよう指導する。

イ 学校は、登校時や給食前後、外で活動した後、体育の授業後、外遊びの後、トイレの使用後、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、教材を共用した後など、飛沫や接触による感染リスクが高まるタイミングにおいて、石けん等を使用して30秒程度泡立て、十分に水で流し、清潔なタオルやハンカチ等でよく拭き取って乾かす手洗いを励行するよう指導する。

また、学校で手洗いをさせる際には、手洗い場所が密集・密接しないよう、手洗い場所付近に立ち位置を示すマーキングを可能な範囲で行うことや、正しい手洗いを行う時間を確保できるよう、授業中や休み時間を問わず、トイレの使用や手洗いを時間差で行わせることなどの対策を講じる。

なお、飲み水については、学校にある水道及び冷水器の使用を控え、水筒を持参させることが望ましい。ただし、水筒に水を補給する際には水道及び冷水器を使用してもよい。



事例 手洗い場の前に児童・生徒等の立ち位置をマーキングし、順番を待つ人が密にならないような工夫をしています。

ウ 児童・生徒等には、~~登校から下校まで~~、マスクを鼻と口を覆って着用させることが望ましい。ただし、以下の場合には着用しなくてもよい。

- ・食事や運動の時（体育の授業中も含む）
- ・屋内で、十分な身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合
- ・屋外で、他者と身体的距離が確保できる場合及び他者と距離がとれていない場合であっても会話をほとんど行わない場合
- ・熱中症などの健康被害が予想される場合
- ・その他事情のある場合

エ 運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、児童・生徒の間隔を十分に確保するなどの十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外す。

また、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童・生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童・生徒等の体調の変化に注意する。

オ 児童・生徒には、検温票を配付し、毎朝、自宅で検温させ、毎日記入・提出を求める。家族内に感染を疑われる者がいる場合や、児童・生徒等に発熱等の風邪の症状や腹痛、下痢等が見られる場合は、無理をせずに自宅で休養するよう指導する。

この場合、児童・生徒等の指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

また、登校時に健康観察票等により健康状態を確認できなかった児童・生徒等、健康観察票で体温が37℃以上の記載のあった児童・生徒等、又はサーモグラフィによる検査で発熱の疑いがある児童・生徒等については、別室等で検温するとともに、風邪の症状などを確認する。

ただし、体温は個人差もあり、一日の中でも変化することから、機械的な対応をするのではなく、養護教諭等が児童・生徒等の状況を見ながら、保護者と連携の上判断する。

なお、発熱等の風邪の症状や腹痛、下痢等が見られる場合の欠席連絡については、連絡帳ではなく電話・ファクシミリ又はメール等で行う。

カ 通学時については、中学校で公共交通機関を利用している場合、マスクを着用する、車内での会話を控えるなど、飛沫感染の防止に努めるよう指導する。

なお、気温、湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日は、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクをはずすよう指導する。その際、人との距離を保つか会話を控えるよう併せて指導する。

キ 校長は、児童・生徒等が息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、あるいは同居の家族の中に新型コロナウイルスに感染した者がいる場合、児童・生徒等が濃厚接触者又は陽性である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、あらかじめ保護者に依頼する。

(2) 教職員等（会計年度任用職員や外部人材を含む。）

ア 教職員等は、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層徹底して実施する。

イ 教職員等は、毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記入する。学校において「健康チェック表」を、教職員向け勤怠管理システムの側等に常備し、出勤時に記入できるようにしておく。

ウ 管理職は、毎日、「健康チェック表」の記載内容を確認し、3週間は保管する。

エ 発熱等の風邪の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養する。出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意する。

なお自宅で休養する場合の勤務の取り扱いは「年休」扱いとする。

オ 勤務時間外においても「3つの密」を避けるとともに、「基本的対策徹底機関における対応（令和3年11月25日東京都）」を参考にし、国や都の方針または区の通知等に従い行動する。

カ 教職員が急遽出勤できなくなる可能性も想定し、業務の内容や進捗等の情報共有を日頃から行うことや、教職員が出勤できなくなった場合の校務分掌について検討を進める。

キ 教職員の食事の場面においては、児童・生徒等と同様に、飛沫を飛ばさないような席の配置や、原則として会話を控えるなど対応を工夫するほか、食事後はすぐにマスクを着用する。

ク 教職員の着用するマスクについては、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果をもち、次に布マスク、その次にウレタン

マスクの順に効果があるとされていることを踏まえ、特段の理由がない限り、効果の高い不織布とすることが望ましい。また、正しい方法で着用することに留意する。

(参考) 透明マスクの活用について

学校衛生管理マニュアル (Ver. 7) P. 4 1 より

幼児・児童・生徒の発達段階や特性に応じた成長を支援する観点から、必要に応じて、表情や口の動きが見えつつ鼻や口元が覆われる透明マスクの活用が考えられます。

(3) 校内環境

ア 昇降口付近や手洗い場、トイレ、教室など、校内の適切な箇所に石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬を設置し、手指の衛生を保てる環境を整備する。

なお、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童・生徒等の抵抗力を高め、手洗いを徹底することの方が重要であることに留意する。

イ 換気は、天候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行う。なお、十分な換気ができているか確認するためには、換気の指標として、CO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測する。（令和3年10月8日付事務連絡「CO₂モニターの配布について」参照）

①常時換気の方法

廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気することができる。なお、窓を開ける幅は10 cmから20 cm程度を目安とするが、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられる。

また、廊下の窓も開ける必要がある。

②常時換気が困難な場合

常時換気が難しい場合は、こまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開にする。

③窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分な換気に努める。また、使用時は、人の密度が高くなるように配慮する。

④体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努める。

⑤エアコンを使用している部屋

エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を行う。

⑥換気設備の活用と留意点

学校に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転する。

⑦冬季における換気の留意点

冷気が入りこむため窓を開けづらい時期となるが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるため、徹底して換気に取り組む必要がある。

換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による体

調不良が生じないように、児童・生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。

なお、二酸化炭素濃度の学校環境衛生基準は、1500ppm である。

ウ 教室やトイレなど児童・生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

なお、児童・生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能とする。

例) 次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭する場合の留意点

次亜塩素酸ナトリウムで清拭する場合、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度 0.05%~0.5%）で浸すようにペーパータオル等で拭いた後、水拭きを行う。消毒を行うときは、十分に換気を行うなど、使用する漂白剤の注意事項をよく読んで行う。

漂白剤の希釈方法：市販の家庭用塩素系漂白剤（原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度約 5%）を用いる場合、原液 25mL（漂白剤のキャップ 1 杯）を 2 L の水で希釈する（約 0.06% の希釈液）。

2 教育活動上の留意点

教育活動を行う際は、感染状況によっては、学校全体への感染症の拡大を防止するため、学年を越えた活動は避ける。

また、臨時休校等により学習の不足が生じている場合は、今後の学習の中で補う計画を立てるなど、適切な対応を行う。

(1) 児童・生徒等の心身の状況の把握と心のケア等

支援が必要と思われる児童・生徒等の早期発見・早期対応のため、全ての児童・生徒等のストレス度を把握するとともに、教職員が児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようにするための取組を行う。

その上で、児童・生徒等の気になる様子について教職員間で情報を共有するとともに、必要な児童・生徒から、スクールカウンセラーによる面接を実施する。また、必要に応じて、スクールソーシャルワーカー等による支援を行うなど、適切な役割分担により対応する。

(2) 全校朝会及び各種集会等

十分な換気を行い、児童・生徒間の間隔を確保できる場合は行うことができる。

(3) 感染症対策に留意した各教科等の指導

ア 授業中、教職員は、原則として飛沫感染防止のためマスクを着用

する。ただし、運動時や十分な身体的距離が確保でき会話をほとんど行わない場合、熱中症などの恐れがある場合には着用しなくてもよい。

イ グループや少人数による話し合い・学び合いなどの活動を行う場合は、マスクを着用するとともに、会話については必要最低限とし、不必要な会話は控えるように指導する。

ウ 飛沫感染の可能性が高く、可能な限り感染症対策を講じても児童・生徒等の安全を確保することができないと判断する場合は、実施を控える。

エ 授業中、児童・生徒等が体調不良を訴えた場合は、速やかに保健室等に移動させるとともに、必要な場合は、保護者に連絡した上で下校させる。

(4) 学校給食

ア 給食の配食を行う教職員及び児童・生徒は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等点検し、適切に行う。

イ 給食当番はもとより、児童・生徒等全員に食事の前の手洗いを徹底する。

ウ 配膳・片付けの際は、密集を避けるよう指導する。例えば、児童・生徒等が間隔を空けて並ぶために立ち位置をマーキングするなどして、密集を避けて配膳を行う。

エ 児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、会話を控えさせる。

(5) 部活動

ア 適切な感染症対策を行った上で実施する。

イ 更衣室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、児童・生徒等が密集した状態とならないよう工夫する。

ウ 児童・生徒の健康・安全の確保のため、教職員や部活動指導員が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。

エ 飛沫感染の可能性が高く、常時、身体接触を伴う活動において、可能な限りの感染症対策を講じても児童・生徒等の安全を確保することができないと判断する場合は、実施を控える。

(6) 委員会活動・クラブ活動

委員会活動及びクラブ活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間又は少ない回数で行えるように工夫する。

なお、クラブ活動は、上記(5)を参照する。

(7) 保護者会等

- ア 保護者会等は、オンラインやメール、文書等を活用し、集まらずにできる方法も工夫する。実施する場合は、あらかじめ当日説明する内容を文書等で保護者や関係者等に伝え、短時間で開催する。
- イ 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行うなど、「3つの密」を避ける。

(8) ごみの分別

- ア 咳エチケットで出たごみ（鼻をかんだティッシュ等）を捨てる専用のごみ箱を準備する。
- イ ごみ箱にポリ袋をかぶせ、中のごみの量は八分目までとする。中のごみをまとめる時は、教職員等が中身に直接触れないようにしっかりしばり、可燃ごみに出す。ごみ箱の処理をしたあとは、流水と石けんで手を洗う。

(9) 清掃活動

2方向の窓やドアを開けるなど十分な換気を行った上で、マスクを着用して行い、終了後は、必ず流水と石けん等を使用して手洗いをを行うように指導する。

(10) 児童・生徒等が体調不良を訴えた場合の対応

- ア 養護教諭をはじめ教職員等は、体調不良者の状態を確認し、管理職と連携しながら、必要な対応について判断する。
- イ 感染症が疑われる児童・生徒等については別室対応とし、感染拡大防止のため対応にあたる教職員を限定する。対応にあたる教職員は、自身や当該児童・生徒等が正しくマスクを着用しているかを確認し、当該児童・生徒等とともに手洗いした上で、別室へ移動する。また、他の児童・生徒等と寝具やタオル等を共有しないようにする。対応後も、教職員は手洗いを徹底する。

なお、別室対応が困難な場合は、同室内で2 m以上の距離を確保する、パーテーション等で区切る等の工夫をする。

- ウ 体液に触れる処置が必要な場合は、必要な感染症対策（ゴム手袋やフェイスガード等）をとって対応し、前後の手洗いを徹底する。
- エ 感染症が疑われる児童・生徒等は、速やかに保護者に連絡した上で下校させる。下校方法については保護者と相談する。
- オ 下校するまで定期的に健康状態を確認する。下校後の医療機関の受診をすすめ、家庭内での注意事項について指導する。登校の再開については、主治医や学校医と相談する。

カ 当該児童・生徒等の下校後は、消毒と部屋の換気を行う。

(11) その他の教育活動について

校外学習、修学旅行、移動教室、及び、卒業式等については、別途通知する。

3 登校の判断

(1) 海外から帰国した児童・生徒等について

ア 帰国した時点での、国の水際対策に則った対応を要請する。

イ この場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第 19 条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(2) 感染症の予防上、保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合について

新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

4 新型コロナワクチンと学校教育活動について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン(以下「新型コロナワクチン」という。)は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的として、接種を受けることが勧められている。教職員及び対象年齢の児童・生徒は接種を受けることができる。特に、教職員の安全を確保するとともに教職員から児童・生徒等への感染を防ぐ観点から、希望する教職員が接種を受けることは重要である。新型コロナワクチンを接種することで発症だけでなく感染を予防する効果も示唆するデータが報告されているが、その効果は100%ではないため、引き続き感染予防対策は継続する必要があるとされている。

ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されていない。さらに、予防接種はあくまで本人の意思や保護者の同意に基づき受けるべきこと、また、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や接種を望まない人もいることに鑑み、接種を受ける又は受けないことによって差別やいじめなどが起きることのないように指導し、保護者に対しても理解を求めることが重要である。

5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

学校は、児童・生徒等に対して、感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力している人々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行う。

II 臨時休業編

1 感染者が出た場合

(1) 児童・生徒等の場合

ア 校長は、当該児童・生徒等について、治癒するまでの間、出席停止とする。

イ 保健所の調査により濃厚接触者が特定された場合、校長は同様に出席停止とする。

ウ 校長は、教育指導課及び学校医等に報告する。

エ 文京区教育委員会は、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについて、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断する。

学校内の状況に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体を臨時休業とする。また、教育活動を継続する場合もある。

オ 教育委員会は、保健所の指示に従い、当該児童・生徒等の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。

カ 学校は、プライバシーに配慮した上で、教育委員会と連携して、保護者に対してフェアキャストで状況を説明する。

キ 感染者が出た場合の対応についての詳細は、「文京区版学校で児童・生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」を参照する。

(2) 教職員の場合

校長は保健所が指示する期間、当該教職員を出勤させない扱いとする。なお、以降の対応については、「1（1）児童・生徒等の場合」のウからキまでと同様の取扱いとする。

なお、給食委託関係職員の場合は学務課給食担当、受付管理業務関係職員の場合は教育総務課に連絡する。

(3) 保健所の業務がひっ迫している場合の対応

児童・生徒等や教職員の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定等のための調査は、通常、保健所が行うが、感染者の急増により保健所の業務がひっ迫している場合は、保健所が示す一定の基準に基づき、学校は、「新型コロナウイルス感染症報告票」を作成し、最終的な保健所の特定作業に協力する。

※「文京区版学校で児童・生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」参照

(4) その他

学校は、学校保健安全法第 20 条により臨時休業となった場合に備え、1 人 1 台のタブレット端末等、ICT を活用した授業や家庭学習ができるよう事前に準備を行っておく。

2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）

(1) 児童・生徒等の場合

ア 校長は、児童・生徒等の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該児童・生徒等が濃厚接触者又は陽性である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう事前に保護者に依頼しておく。

イ 校長は、保護者や児童・生徒等から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、当該児童・生徒等に対して出席停止の措置を行う。

ウ 校長は、学務課学校保健担当及び教育指導課指導主事に報告する。

エ この場合、原則として臨時休業は実施しないが、必要に応じて、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。

オ 学校は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の児童・生徒等の健康観察を行う。

(2) 教職員の場合

校長は、教職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員を出勤させない扱いとする。

なお、以降の対応については、「2（1）児童・生徒等の場合」ウからオまでと同様の取扱いとする。

3 区内感染者の発生状況を踏まえた措置

特定の地域におけるクラスターの発生状況や都内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。

Ⅲ 幼稚園において特に留意すべき事項について

幼稚園においては、これまでに述べた感染症対策を参照するとともに、幼児特有の事情を考慮し、以下の事項に留意する。

(1) 幼児期は身体諸機能が発達していくとともに、依存から自立へと向かう時期であることから、

ア 幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保する。なお、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。本人の調子がすぐれず、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用する。

イ 幼児期は教えられて身に付く時期ではないことから、幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫する。

(2) 幼稚園は遊びを通しての総合的な指導を行っており、他の幼児との接触や遊具等の共有等が生じやすいことから、

ア 幼稚園教育では、幼児の興味や関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行う。

イ 時間割がなく、幼児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮する。

ウ 幼児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫する。

エ 幼児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにする。

(3) 登降園の送り迎えは、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は園に設置されている掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫をする。

なお、園庭開放については、各園の実態に応じて、感染症対策を行った上で「密集」「密接」を避け、実施することもできる。

IV 参考

1 感染予防等（厚生労働省）

※新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

2 学校再開に向けて

※学校再開等に関する Q&A（子供たち、保護者、一般の方へ）（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00003.html#a001

※学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

※新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】（東京都教育委員会）

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/09/14/13.html>

3 学習関連

※臨時休校期間特設ページ（文京区教育委員会）

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/gakko/yochiengakko/tokusetu.html>